

1 運動器機能向上加算の留意事項等を再度、ご確認ください（下記と参考資料1参照）

- (1) 運動器機能向上サービスの実施期間はおおむね3か月
- (2) おおむね1か月ごとにモニタリング
- (3) 実施期間終了時は、終了月の末日までにケアマネジャーに報告書の提出（報告項目別紙2参照）
→ケアマネジャーがサービスの継続の必要性を判断

2 ケアマネジャーによるケアプランの作成・見直し（詳細は下記参照）

- (1) サービス終了時に事業所からケアマネジャーへ提出される報告書も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービス継続の必要性を判断
- (2) 新規、更新又は変更のケアプラン作成時、運動器加算サービスの期間は、おおむね3～6か月、終了時に運動器機能向上サービスの継続が必要と判断される場合に、ケアプランの変更を行う
- (3) (2)の際には、専門職派遣アドバイス事業（市の専門職が対応）を活用

ケアマネジャーによる運動器機能向上サービスを含むケアプラン作成・見直し

